

これは、英語による原文の翻訳版です。原文が正式版であり、[こちら](#)でご覧になれます。

贈収賄防止方針

目的

本方針は、以下を目的として当社の行動を規律する原則を定めるものです。

- 英国贈収賄法、米国海外腐敗行為防止法、およびその他の国際的な贈収賄防止法に適合すること。
- さらに広く、すべての事業活動において誠実かつ倫理的に行動する意志と義務を強化すること。

適用範囲

本方針は、StudyIn、Study International およびその子会社の全従業員 に対して世界的に適用されます。

また、本方針は、当社の取引先（高等教育機関、中等教育機関の職員、学生顧客、フランチャイズ、パートナー、家主、請負業者、サービス提供者等）および政府職員にも適用されます。

方針に関する責任

コンプライアンス委員会（グローバルディレクターおよびコンプライアンス責任者 Asher Javed）が本方針の最終的な権限を有します。Asher Javed は英国ロンドンオフィスに所在し、本方針に関する質問や懸念は彼宛に提出するものとします。

方針声明

贈収賄および腐敗行為は、当社の企業価値に反するだけでなく、違法行為であり、従業員および当社を罰金・制裁、さらには懲役刑や評判の失墜にさらす可能性があります。StudyInにおいて、贈収賄は一切認められません。当社は、賄賂やリベートを提供・支払い・受領すること、またはその不正・違法・当社の誠実性や倫理性に有害とみなされる手段によって、他者に直接または間接的に影響を及ぼすことはありません。

当社の従業員および代表者は、当社の倫理原則および評判を危険にさらすおそれのあるいかなる機会も断らなければなりません。

一部の法律は政府職員（国内外を問わず）への賄賂にのみ適用されますが、本方針は、大学顧客、パートナー、学生顧客、フランチャイズ等の非政府系の取引先にも適用されます。

贈収賄および腐敗行為とは？

贈収賄とは、特定の行為をさせる、または既に行われた行為に報いる目的で、価値のある何らかのものを提供、授与、または受領することをいいます。重要な点は、以下の場合でも腐敗行為が成立するということです。

- 賄賂が最終的に成功しなかった場合
- 誰かが賄賂を承認または指示したものの、実際には賄賂が提供または支払われなかった場合

「価値あるもの」には、以下が含まれますが、これに限定されるものではありません。

- 現金、現金同等物（商品券、ギフトカード等）、株式、個人財産、債務の引受けまたは免除
- 贈答品、食事、娯楽、旅行

- 企業としての旅行、贈答品、娯楽や食事の提供は、状況に見合った範囲で行われ、かつ当該地域で適用される贈答・接待に関する方針・基準に従わなければなりません。
- 政治献金
- 慈善寄付：政府職員または民間取引先からの直接的な依頼に基づいて行う寄付は、事業の獲得・維持や不当な事業上の利益を確保する目的でなされた間接的な賄賂とみなされる可能性があります。
- 雇用またはインターンシップの提供：政府職員（またはその親族）への雇用またはインターンシップの提供は、贈収賄・腐敗防止法令に違反するリスクを伴います。このような提供を行う場合は、事前にコンプライアンス部門へ相談しなければなりません。

腐敗行為とは、権限を有する者による不誠実または不正な行為を指し、通常は賄賂を伴うものをいいます。

第三者

企業は、第三者を利用して賄賂を授受させることにより、責任を免れることはできません。

ここでいう「第三者」には、コンサルタント、代理人、代表者、下請業者、助言者などが含まれますが、これらに限定されるものではありません。

当社を代表して活動する第三者には、当社が本贈収賄および腐敗防止方針に従うことを求めている旨を明確に伝えなければなりません。

政府職員

政府職員との関係においては、法令および規制は非常に厳格です。通常の取引先であれば許容される範囲の合理的な接待であっても、政府職員が関与する場合には認められないことがあります。

一部の法令においては、当社と第三者との契約に関連する合理的かつ真正な出張費、宿泊費、食費、または第三者との予定される取引に関連した当社の能力を示すための費用については、許容される場合があります。

便宜供与

便宜供与とは、通常の行政手続を促進するための支払いを指し、例えば書類処理を迅速化するための支払いなどが該当します。

一部の文化においては「事業活動の一部のコスト」として受け入れられる場合がありますが、これらの支払いは違法であり、また当社の価値観にも反します。

便宜供与は、英国贈収賄法において禁止されており、本方針においても一切認められません。

違反の報告

従業員および会社の代表者は、検討中の行為や法令の解釈に関して疑問や懸念がある場合には、必ず確認を求めなければなりません。また、当社と取引を行っている、あるいは取引を希望する者から賄賂を提示された場合には、直ちに直属の上司に報告しなければなりません。